

令和7年12月募集 市営住宅ポイント方式入居申込書

(宛先)新潟市長

太線の枠内だけ記入してください

入居申込者 (名義人)	郵便番号	自宅電話番号	携帯電話番号	ポイント方式への申込日 年 月 日 (申込者番号)	
	〒 -	() -	() -	受付窓口収受印欄	
自宅 住所		(新潟市内の場合は区名から記載) 都道 府県 市区 町村			
(フリガナ) 氏		(フリガナ) 名	続柄	生年月日	障がい等
				年 月 日(歳)	身(級) 無 精(級) 知() 難病
同居しようとする親族				年 月 日(歳)	身(級) 無 精(級) 知() 難病
				年 月 日(歳)	身(級) 無 精(級) 知() 難病
				年 月 日(歳)	身(級) 無 精(級) 知() 難病
				年 月 日(歳)	身(級) 無 精(級) 知() 難病
				年 月 日(歳)	身(級) 無 精(級) 知() 難病
別居扶養親族				年 月 日(歳)	身(級) 無 精(級) 知() 難病
生活保護	<input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 受給無		誓約書の項目⑧(月額所得)の区分		<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2

第1希望	住戸番号	住宅	棟	号
第2希望	住戸番号	住宅	棟	号

誓約書

下記の条件に該当する場合は、□の中にチェック (✓又は○) をしてください。
一つでも該当しないものがある場合は、申し込むことができません。

- ① 申込者は、成人である。
- ② 持ち家がない。
(ただし、売却や取壊しが決まっている場合には申込みができます。18ページ記載の書類が必要になります。)
- ③ 市営住宅の入居者でない。
(ただし、入居名義人の同居親族が世帯分離する場合は、申込みが可能です。)
- ④ 税金等の滞納がない。
- ⑤ 申込者及び同居しようとする親族 (内縁関係にある者及び婚約者を含む。以下同じ。) は、暴力団員でない。
- ⑥ 独立の生計を営んでいる。(被扶養者のみでの入居はできません。)
- ⑦ 親族と同居して入居する。また、婚姻している場合は配偶者と同居する。
(夫婦の別居はできません。)
- または、次のいずれかに該当し、単身で入居する。

単身入居要件

- 1. 60歳以上の方。
- 2. 身体障害者手帳 1級から 4級までのいずれかに該当する。
- 3. 精神障害者保健福祉手帳 1級から 3級までのいずれかに該当する。
- 4. 上記精神障がい者の程度に相当する療育手帳を持っている。
- 5. 生活保護を受けている。
- 6. 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者又はDV被害者に該当する。

- ⑧ 月額の所得が次の入居基準に該当する。

- 1. 158,000円以下 (改良住宅入居可)
- 2. 158,000円を超える259,000円以下であり、所得上限緩和世帯。
(改良住宅入居不可)

所得上限緩和世帯

- とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。
- 1. 60歳以上の方のみの世帯、又は60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯
 - 2. 小学校修了前の子ども又は妊娠している者がいる世帯
 - 3. 身体障害者手帳 1級から 4級までのいずれかに該当する方がいる世帯
 - 4. 精神障害者保健福祉手帳 1級から 3級までのいずれかに該当する方がいる世帯
 - 5. 上記精神障がいの程度に相当する療育手帳をお持ちの方がいる世帯
 - 6. 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者又は戦傷病者に該当する方がいる世帯

当選後に、上記の入居者資格を満たさないこと又は表面の入居申込書の記載事項が事実と違うことが判明した場合は、当選を無効とされても異議を申し立てません。

私は、現に住宅に困窮しており、市営住宅に入居したいので、私及び同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認するため、新潟県警察本部長へ照会されることに同意の上、上記のとおり申し込みます。

年 月 日

申込者氏名

令和7年12月募集 市営住宅ポイント方式入居申込書

いま、住んでいるところは住宅ですか？		いいえ はい	↓	あなたの 配点	
※入居の申込みをした日時点での状況について記入してください		↓	↓		
区分	困窮度項目	住宅 100	非住宅 (110)		
① 居住 環境	1 住居状況 非住宅(事務所、倉庫、工場等居住用以外の建物)に居住している ※非住宅が新潟市内にある場合のみ該当	30		→	
	正当な理由による立退き要求を受けている	10	10	→	
	昭和56年5月31日以前に着工した住宅(旧耐震基準)に居住している	5		→	
2 間借り ／世帯分離	他の世帯と同居している ※血縁関係が無い方、もしくは4親等以上の親族と同居の場合のみ該当	5		→	
	配偶者又は子どもと同居できる住宅が無く、別居している (市営住宅入居により同居する)	5	5	→	
3 居住面積比率	現に居住している住宅の広さ ÷ 最低居住面積	= 40%未満 = 40%～ 60%未満 = 60%～ 80%未満 = 80%～ 100%未満	10 8 6 4	→	
	現に居住している建物内に次の設備が無い	台所 トイレ 浴室	5 5 5	→	
	次の設備を共同で使用している ※血縁関係が無い方、もしくは4親等以上の親族の住居に 間借りの場合で右記の設備を使用している場合のみ該当	台所 トイレ 浴室	2 2 2	→	
	50 (60)				
② 収 支 状 況	5 家賃負担率 現に居住している住宅の月額家賃 (住宅ローン、駐車場代、管理費等含まない) ÷ 世帯全体の月額所得額 ※生活保護を受給中の世帯 月額家賃 - 住宅扶助費(月額) ÷ 生活扶助費(月額)	= 60%以上 = 50%～ 60%未満 = 40%～ 50%未満 = 30%～ 40%未満 = 20%～ 30%未満	20 16 12 8 4	→	
		6 高齢者世帯	60歳以上の方のみの世帯、又は60歳以上の方と18歳未満のみで構成する世帯	3	→
		7 子育て世帯	小学校修了前の子どもまたは妊娠中の方がいる世帯	3	→
		8 多子世帯	満18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯	3	→
		9 ひとり親世帯	20歳未満の子とこれを現に扶養している寡婦(夫)から構成される世帯	3	→
	③ 世 帯 状 況	10 障がい者世帯 (1)身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、 条例で規定された難病患者等(障害者総合支援法施行令別表に定める特定疾患 の患者)のいずれかに該当する方がいる世帯 (2)障がい者手帳等を交付されている方で上記の世帯を除く	6(※) 3(※)	→	
11 被虐待世帯 ・DV被害者世帯 ・高齢者虐待世帯		以下の項目に該当する方がいる世帯 【DV被害者世帯】 ・配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を理由に、女性自立支援施設・母子生活支援施設に入所している、もしくは退所した日から5年を経過していない世帯 ・裁判所の保護命令を受けてから5年を経過していない世帯 ・女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の確認書が発行されている世帯 【高齢者虐待世帯】 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する虐待を受けている65歳以上の方がいる世帯	6	→	
30	12 その他世帯 その他法令等で定められた要配慮者がいる世帯 (海外からの引揚者、中国残留邦人、炭鉱離職者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者、犯罪被害者の一部等がいる世帯)	6	→		

(※) (1)(2)の両方とも該当する場合は(1)を選択する

該当するものに「○」をつけて合計点を書いてください。

(受付以降に資料の追加提出等による加点は出来ませんのでご注意ください。)

合計得点 点

ポイント方式の各種計算方法

①居住環境 居住面積比率の計算方法

住宅の広さ(申込み日時点)	×100 =	居住面積比率
最低居住面積水準		%

※間借りの場合は、申込み日時点における現に居住している住宅の専有面積とその専有部分に
住んでいる方全員から算出された 最低居住面積水準 で計算してください。

◎ **最低居住面積水準** とは、「世帯人数に対する住戸専有面積」

最低居住面積水準の計算方法

- 单身者世帯 : 25 m²
- 2人以上の世帯 : 10 m² × (世帯人数※) + 10 m²

※「世帯人数」について、3歳未満の者は0.25人、3歳以上の6歳未満の者は0.5人、6歳以上
10歳未満の者は0.75人、10歳以上は1人として算定します。
ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人とします。
(1.25人、1.5人、1.75人 → 2人として算定)

②収支状況 家賃負担率の計算方法

- ・所得の計算方法の詳細は、月額所得の計算方法(9ページ)でご確認ください。
- ・月額家賃については、入居の申込みをした日において現に居住している住宅の家賃で、
住宅ローン、駐車場代、管理費等は含めずに計算してください。

※間借りの場合は、実際に家賃(生活費は除く)として家主に支払っている額を、家主が居住
状況証明書等の書類で証明できる場合のみ

月額家賃(申込み日時点)	×100 =	家賃負担率
世帯全体の月額所得(令和6年分)		%

※小数点以下四捨五入

※月額家賃が0円の場合は、家賃負担率は0%となります。
※世帯全体の月額所得が0円の場合は、「家賃負担率 60%以上」として計算してください。

現在、生活保護を受給中の方は下記の計算になります。

月額家賃(申込み日時点) - 住宅扶助費(月額/申込み日時点)	×100 =	家賃負担率
生活扶助費(月額/申込み日時点)		%

※小数点以下四捨五入

※月額家賃 - 住宅扶助費 が0円となる場合は、家賃負担率は0%になります。